

令和8年度

## 「西郷村訪問介護事業所緊急支援金」のご案内

西郷村では、物価高や人件費の高騰、介護報酬の改定等の影響に対応し、村民の在宅生活に不可欠な訪問介護サービスを継続的に提供するため、緊急支援金を交付します。

### 1. 支援金事業の概要

■目的	物価高や人件費の高騰、および令和6年4月からの介護報酬減額改定の影響を受ける訪問介護事業所の経営を支援し、村民に必要な介護サービスが継続的に提供される体制を維持することを目的とします。
■対象期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに提供されたサービスを対象とします。

### 2. 支援対象

支援対象	支援対象の詳細
■事業者	以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 令和8年3月時点で、西郷村において訪問介護サービスを提供していること。</li><li>● 西郷村に納付すべき村税の滞納がないこと。</li><li>● 西郷村暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。</li></ul>
■サービス	事業所の所在地から直線距離で5kmを超える地域に居住する西郷村の被保険者に対して実施する以下の訪問介護サービスが対象です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 介護報酬の支給対象となる「身体介護」「生活援助」</li><li>● 「通院等乗降介助」で、乗車地または降車地が対象地域内の被保険者のお住まいである場合</li></ul>
■車両	各四半期の末日を基準日とし、以下の要件を満たす車両が対象です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 訪問介護サービスを提供するために使用する自動車</li><li>● 訪問介護員が所有する車両を借り上げる場合は、訪問介護サービス提供のために使用するものに限り、対象とする台数は、基準日における事業所の訪問介護員の人数を上限とします。</li></ul>



### 3. 支援金の額

支援金の区分	支援金の内容
■基本額	対象となるサービス <u>1回につき500円</u>
■加算措置	身体介護または生活援助のサービス回数が、前年3月のケアプランと比較して増加した場合（新規提供を含む）、増加した回数 <u>1回につき3,500円</u>
■車両確保支援	基準日において確保されている事業用車両 <u>1台につき5,000円</u>

〔算定例〕

令和8年3月のケアプラン  
身体介護 週2回  
(毎週火・金)  
→ 月9回利用



令和8年5月のケアプラン  
身体介護 週3回  
(毎週月・水・金)  
→ 月13回利用

支援金対象 500円 × 13回 = 6,500円  
加算対象 3,500円 × 4回 = 14,000円  
合計 20,500円 が支援額となります。

※週単位でサービス提供回数の増加をカウントし、下記のような場合は  
◎を1月分で加算対象としてください。

日	月	火	水	木	金	土
12/28	12/29◎	12/30	12/31◎	1/1	1/2 ◎	1/3

※◎◎サービス提供した日

## 4. 申請手続き

### ■申請期間

支援金の申請は、サービス提供期間に応じて下記の通り四半期ごとに受け付けます。

サービス提供期間	申請締切日
令和8年 4月～ 6月分	令和8年 7月 15日
令和8年 7月～ 9月分	令和8年 10月 15日
令和8年 10月～ 12月分	令和9年 1月 15日
令和9年 1月～ 3月分	令和9年 4月 15日

### ■提出書類

- 西郷村訪問介護事業所緊急支援金交付申請書（第1号様式）
- 西郷村訪問介護事業所緊急支援金所要額内訳書（第2号様式）  
※様式は村ホームページからダウンロードしてください。  
※申請書に支援金の振込先口座をご記入ください。



### ■申請から交付までの流れ

- ① **申請** : 上記の申請期間内に、村へ申請書類を提出してください。
- ↓
- ② **審査・決定** : 村で申請内容を審査し、交付を決定します。
- ↓
- ③ **通知** : 村から交付決定通知書を送付します。
- ↓
- ④ **交付** : ご指定の口座へ支援金を振り込みます。

### 【お問い合わせ】

西郷村 社会福祉課  
高齢者支援・介護保険グループ  
TEL: 0248-25-3910